

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和5年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法に定める精神上の障害がある方へ精神障害者保健福祉手帳を交付し、交付台帳を管理している。特定個人ファイルは次の事務に使用する。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付事務システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付事務システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の14の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ホ、同条第9号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第4号まで (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法別表第二の25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富山県厚生部健康対策室健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3223

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	所属長	課長 太田 浩男	参事・課長 助野 吉昭	事後	
平成29年6月27日	対象人数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年6月27日	取扱者数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成30年6月20日	所属長	参事・課長 助野 吉昭	課長	事後	
平成30年6月20日	法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二の16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 及び116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第3号二、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口</p> <p>※別表第2の116の項に係る主務省令は未制定 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項 番号法別表第二の25の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二の10, 14, 16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 106, 108及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号ホ、同条第9号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第4号まで</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7項 番号法別表第二の25の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条</p>	事後	
平成30年6月20日	対象人数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月20日	取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	評価書名	精神保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山県は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	富山県は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年5月21日	事務の名称	精神保健福祉手帳交付事務	精神障害者保健福祉手帳交付事務	事後	
令和1年5月21日	対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	
令和2年6月29日	対象人数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月29日	取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	評価実施機関における担当部署	富山県厚生部健康課	富山県厚生部健康対策室健康課	事後	
令和3年7月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部文書総務課情報公開係	富山県経営管理部総務課情報公開係	事後	
令和3年7月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	富山県厚生部健康課精神保健福祉係	富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当	事後	
令和3年7月1日	対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年9月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月26日	対象人数	令和3年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年12月26日	取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	